



## 規定審議会：制定案の提出方法

目次 ( クリックすると該当項目に移動します )

規定審議会	正規の手続で提出された制定案
制定案の提出締切日	制定案の数の制限
立法案の種類	制定案を国際ロータリーに提出した後
制定案の提出	欠陥のある制定案
制定案の作成	制定案に関する留意点
制定案の承認	その他の情報
地区ガバナーによる証明	
趣旨と効果に関する声明	

### 規定審議会

規定審議会は、3年に1度開催され、ロータリーの組織規定を改正する権限を有します。審議会では、全地区から1名ずつ派遣される代表議員が、制定案に関する審議と投票を行います。すべてのクラブと地区は、制定案を提出できます。クラブまたは地区が審議会に制定案を提出することを検討している場合、以下をよくお読みください。

### 制定案の提出締切日

2019年規定審議会で審議するためのクラブと地区の制定案は、2017年12月31日までに国際ロータリーが受理する必要があります。締切日厳守で、例外は認められませんのでご注意ください。この期日を過ぎて受理された制定案は、正規の手続で提出された制定案とはみなされず、審査の対象となりません。

### 立法案の種類

立法案には、次の2つの種類があります。

- **制定案**は、RIの組織規定 ([RI定款](#)、[RI細則](#)、[標準ロータリークラブ定款](#))の改正を求める立法案です。
- **見解表明案**は、RIの見解を表明しようとするものであり、RI理事会のみが提出できます。

## 制定案の提出

クラブ、地区、RI理事会、RIBI審議会(もしくは大会)、または規定審議会が、制定案を規定審議会に提出できます。ただし、クラブからの制定案は、ロータリーに提出する前に、地区大会、地区立法案検討会、郵便投票のいずれかにおいて、地区内クラブの承認を得なければなりません。

## 制定案の作成

制定案は、以下の組織規定を改正するものです。

- [RI定款](#)
- [RI細則](#)
- [標準ロータリークラブ定款](#)

まず、提案する変更は何かを明確にした上で、その変更を反映させるために改正すべき組織規定の個所をすべて見つけてください。例えば、「ロータリーの目的」への変更を提案する場合、RI定款と標準ロータリークラブ定款の両方に変更を入れる必要があります。関係個所を見つけるには、ファイル内で以下のように検索するとよいでしょう：

1. 提案する変更のキーワードを検索
2. 改正されるセクションに言及されている条項・節番号を検索

関連する全個所を的確な文言で改正することが重要です。全個所が改正されていない場合、定款細則委員会によって、欠陥のある制定案とみなされる可能性があります。欠陥のある制定案は、規定審議会に提出されません。

上記のリンクからワード文書を開くか、ロータリーウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) の「[組織規定](#)」のページからワード文書をダウンロードして、この文書に上書きする形で変更を示してください(自動的に変更履歴が表示されます)。変更を入れたワード文書は、ロータリーに提出する前に、クラブや地区で保存してください。

## 制定案の承認

クラブが制定案を提出する場合、地区から承認を得るために地区に送る前に、クラブ理事会がまず会員にこれを提示し、クラブで採択する必要があります。地区大会（RIBIは地区審議会）も、制定案を直接地区に提案することができます。クラブまたは地区から提出された制定案は、地区大会、地区立法案検討会、または郵便投票を通じて、地区で投票され、承認される必要があります。

地区大会または地区立法案検討会で制定案の投票を行う時間がない場合、ガバナーは郵便投票を実施することができます。この場合、郵便投票は、RI細則の第14.040節（郵便投票によるガバナーノミニーの選出）に記されている郵便投票の手順に可能な限り近い方法で行うものとします。

地区による承認が得られたら、提案者は、2017年12月31日までに[オンラインフォーム](#)を使って国際ロータリーに制定案を提出できます。ガバナーによる（地区が承認したことの）証明も、2017年12月31日までに提出しなければなりません。

## 地区ガバナーによる証明

ガバナーは、以下のいずれかの方法で地区の承認を証明することができます。

1. [オンラインフォーム](#)を用いて自分で制定案を提出し、地区が承認したことを証明します。
2. ガバナー以外の方が制定案を提出した場合、制定案が提出された旨を知らせるEメールがガバナーに送信されます。ガバナーは、審議会業務部（[council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org)）宛に返信し、そのメールの中で、提出された情報が正しいこと、および制定案が地区で承認されたことを証明します。

2017年12月31日までにガバナーからこの証明が提出されなかった場合、その制定案は欠陥のある制定案とみなされ、2019年規定審議会に提出されません。

## 趣旨と効果に関する声明

制定案が正規の手続で提出されたとみなされるには、提案者は、300語以内の「趣旨と効果に関する声明」を添える必要があります（日本語で550～600字相当。ただし、英

訳した場合に 300 語以内になるとは保証されないため、あくまで目安となります)。声明文が提出されない場合、制定案は正規の手続きを経たものとみなされず、審議会に提出されません。この声明文は、提案する制定案が検討を求める事柄が何であるかを明記し、この事柄にどのように対処または解決するかを説明するものとします。

## 正規の手続で提出された制定案

制定案が正規の手続で提出されたとみなされるには、以下の情報を含めて 2017 年 12 月 31 日までに提出しなければなりません。

1. 提案したクラブ名または地区番号
2. 制定案が地区によって提案または承認されたことの、ガバナーによる証明
3. 提案者による趣旨および効果に関する声明文
4. 提案する変更を入れた ( 下線または取消線を使用 ) 組織規定のワード文書

さらに、制定案はすべて、地区による承認後 45 日以内に提出すべきです。

## 制定案の数の制限

RI 細則は、提出する制定案を合計 5 件までに制限するよう地区に奨励しています。地区は、各制定案を別個の[オンラインフォーム](#)で提出する必要があります。

## 制定案を国際ロータリーに提出した後

事務総長がまず、制定案が正規の手続を経て提出されていることを確認します。正規の手続を経ないで提出された制定案は、規定審議会で審議されません。

次に、定款細則委員会による審査に向けて、事務総長が制定案を準備します。委員会はそれぞれの制定案を審査し、正規の手続きに沿って作成されたものかどうか、欠陥があるかどうかを検討します。委員会はまた、事務総長と協力して、各制定案の「財務上の影響」を起草します。

同一または非常に類似した制定案が提出された場合、委員会は、これらの制定案を一つに統合し、全提案者の名前を列記します。

複数の案件の内容が似ている場合、これらの案件の提案者に対し、委員会が折衷案を勧めます。提案者が折衷案に同意すれば、規定審議会が一つの折衷案を掘り下げて審議できるというメリットがあります。

## 欠陥のある制定案

以下に記されるような制定案は欠陥があるとみなされます。

1. 二つ以上の異なる意味に解釈できる
2. 組織規定の関係個所をすべて改正していない
3. その採択が法令に反する
4. RI細則またはRI定款に抵触するような形で標準ロータリークラブ定款を改正する、または、RI定款に抵触するような形でRI細則を改正する
5. 管理または施行が不可能である

制定案に欠陥があると定款細則委員会がみなした場合、修正案の締切日までに修正案を提出するのは、提案者または審議会代表議員の責任となります。修正案の提出日を過ぎても引き続き欠陥のある制定案は、規定審議会で審議されません。

## 制定案に関する留意点

- **過去の制定案を確認する**：過去2回の規定審議会の立法案集を [rotary.org](http://rotary.org) からダウンロードすることができます。過去の立法案集で以下の点をご確認ください：  
1) 提出を検討している案件が過去の審議会にも提出されたかどうか、2) 制定案がどのような文言で書かれているか。
- **援助を求める**：元代表議員、定款細則委員、審議会業務部職員は、組織規定文書について豊かな知識をもっています。制定案の作成において援助が必要な場合は、いずれかにご連絡ください。
- **早めに制定案を提出する**：制定案の提出が早ければ早いほど、定款細則委員会による審査も早く行われます。このため、委員会によって制定案に欠陥があるとみなされても、修正する時間を十分にとることができ、期限までに審議会に提出できる可能性が高まります。

## その他の情報

ロータリーの立法手続きについてご質問がありましたら、審議会業務部までEメール ( [council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org) ) でお問い合わせください。また、詳しい情報は以下の資料にも掲載されています。

- RI 定款第 10 条
- RI 細則第 7 条
- RI 章典第 59 条
- rotary.org の「規定審議会」のページ